

## 光市建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用基準

光市建設工事請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、以下に定める事項により運用するものとする。

### 1 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油に分類される各材料及びその他の材料で価格に著しい変動が認められるものであって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金の額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率}) / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率}) / 100$$

$M_{\text{当初}}$  : 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$  : 価格変動後の金額

$p$  : 設計時点における各材料の単価

$p'$  : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

$D$  : 4の規定に基づき各材料について算定した対象数量

$k$  : 落札率

(2) (1)に規定する「請負代金の額」は、請負代金の部分払をした工事であっては、請負代金の額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための出来形検査に合格した旨の工事請負契約約款第37条第3項に規定する通知の書面において、6の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金の額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

### 2 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - P \times 1 / 100 \quad (\text{増額スライドの場合})$$

$$S_{\text{減}} = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1 / 100 \quad (\text{減額スライドの場合})$$

$$M_{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率}) / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率}) / 100$$

$S_{\text{増}}$  ,  $S_{\text{減}}$  : スライド額

$M_{\text{当初}}$  : 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$  : 価格変動後の金額

- p : 設計時点における対象材料の単価  
p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における対象材料の単価  
D : 4の規定に基づき対象材料について算定した対象数量  
k : 落札率  
P : 1に規定する請負代金の額

(2) 受注者が実際に購入した際の代金額を使用する場合

ア 増額スライドの場合

受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

イ 減額スライドの場合

受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を示して、5(1)により異議申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更}}$ に代えて実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 5の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

イ 5の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

ウ 燃料油に該当する対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)ア(イ)bの平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

### 3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

ア 増額スライドの場合

(ア) 鋼材類及びその対象材料(燃料油を除く。)

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。

(イ) 燃料油

- a 対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。
- b 対象材料のうち、5（3）の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたものにあつては、aの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

#### イ 減額スライドの場合

##### （ア） 鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

##### （イ） 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入日の実勢価格を平均した価格）とする。

- （2）（1）ア（ア）及び（イ）aに規定する対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

## 4 対象数量の算出方法

- （1）スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
  - ア 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量
  - イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
  - ウ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金の額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する対象材料の数量で客観的に確認できるもの
  - エ 減額スライドの場合は、設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量
- （2）請負代金の部分払をした工事にあつては、6に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、（1）に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

## 5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- （1）受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき、又は減額スライドにおいて、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月

を証明する書類の提出を求めるものとする。

- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、増額スライドの場合にあっては、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとし、減額スライドの場合にあっては、発注者が算定したスライド額を請負代金の変更額とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油等に該当する対象材料については、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

## 6 部分払時の取扱

工事請負契約約款第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための出来形検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金の額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

## 7 部分引渡し

工事請負契約約款第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

## 8 請負代金の額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金の額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金の額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

## 9 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約約款第25条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金の額を変更した契約については、1(1)中「請負代金の額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金の額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価(工事請負契約約款第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、2(1)中「設計時点における対象材料の単価」とあるのは「設計時点における対象材料の単価(工事請負契約約款第25条第

3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と「請負代金の額」とあるのは、「請負代金の額から工事請負契約約款第25条第3項の変動後残工事代金の額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

附 則

- 1 この通知は、平成20年8月1日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年10月31日以前である工事に係る7(1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成20年8月29日まで」とする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年1月1日から施行し、適用する。

## 単品スライド条項の運用について（ポイント）

### 1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

[主要な工事材料]

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料（H鋼材、異形棒鋼、軽油など）及び工事材料の価格に著しい上昇が認められるもの

[スライド適用の対象工事]

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて、当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事

### 2 スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出（必須）

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

(注) 燃料油について、証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

### 3 スライド額の計算で用いる単価

[鋼材類及びその他対象材料] 現場に搬入された月の実勢価格

(注) 複数回にわたって搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

[燃料油] 購入された月の実勢価格

(注1) 複数回にわたって購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

(注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

### 4 スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

(3) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

(4) 明記されていない燃料油は、積算において使用材料一覧表に集計された数量

### 5 スライド額（S）の計算

[鋼材類] {搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量（上記4）・・・(注)

＋) [燃料油] {購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格} × 対象数量（上記4）・・・(注)

－) スライド前の請負代金の額の1%相当額

---

スライド額（S）

(注) 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

### 6 その他

(1) 部分払<sup>\*</sup>の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

※ 受注者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

(2) 工期末が平成20年10月31日以前である工事についての適用申請は、8月29日まで